

熱中症の予防等の健康面の配慮を理由とした
施設利用キャンセルにかかる利用料金の返還等の
お知らせ

次の場合は、利用料金を徴収しないこととし、既納の場合には利用料金の全額を返還します。

『利用日を対象に神奈川県で**熱中症特別警戒アラート**(※)が発令され、利用日前日又は当日の利用開始前までに利用者から熱中症予防等、健康面の配慮を理由としたキャンセル(利用の取消しの申し出)があった場合。』

※ 熱中症特別警戒アラート

神奈川県内の5地点すべての暑さ指数情報提供地点(海老名、横浜、辻堂、小田原、三浦)において、暑さ指数の予測値が 35 に達する場合、前日の午後2時頃に環境省より発表されます。

<利用者の皆様へのお願い>

夏季における施設利用の際は、適宜休憩や水分塩分補給を行ったり、激しい運動は避けるなど熱中症の予防等の健康面の配慮を行っていただきますようお願いいたします。